

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について

●水銀使用製品産業廃棄物とは

水銀使用製品産業廃棄物とは、水銀使用製品（水銀又はその化合物が使用されている製品）が産業廃棄物となつたものを指します。水銀使用製品の代表的な例として、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、一部のボタン電池及び水銀スイッチ・リレーなどが挙げられます。これら以外にも多様な製品が水銀使用製品とされています。（詳細は環境省が公表している「水銀廃棄物ガイドライン」（環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>）をご確認ください。）

●水銀含有ばいじん等とは

水銀含有ばいじん等とは、水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉛さいであつて、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）をその重量の 15mg/kg（廃酸、廃アルカリの場合は 15mg/L）を超えて含有する産業廃棄物を指します。例えば、産業廃棄物焼却施設や下水汚泥焼却施設から排出されるばいじん、非鉄金属精錬施設から排出される鉛さいや排ガス処理スラッジ（汚泥）（特別管理産業廃棄物に該当しないものに限る）などが該当する可能性があります。

一方、特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するものは、従来のとおり、特別管理産業廃棄物に該当しますのでご注意ください。

●水銀使用製品産業廃棄物の主な処理基準（詳細は、法令及び「水銀廃棄物ガイドライン」等をご確認ください。）

【収集運搬について】

- 1 水銀使用製品産業廃棄物を破碎することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこと。
- 2 水銀使用製品産業廃棄物が破損することのないように、品目ごとに形状、大きさ、材質に適した容器に入れる等、破損防止の措置をとること。
- 3 水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること。

【保管について】

- 4 水銀使用製品産業廃棄物が他の物と混合しないように仕切りを設ける、専用の容器に入れる等必要な措置を講じること。
- 5 保管場所に設けるべき掲示板の「廃棄物の種類」の欄に、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨も記載すること。

【中間処理について】

- 6 水銀使用製品産業廃棄物の選別を行う際は、破損しやすい製品が相互に重ならないように区分する、緩衝材を設置するなど、破損を防ぐとともに、万が一破損しても揮発した水銀を吸収・吸着して確実に処理できる機能を有する設備内で処理を行うなど、製品に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにすること。
- 7 水銀使用製品産業廃棄物の破碎を行う際は、密閉された設備内で行う、設備や施設からの排気は集じん機や活性炭フィルターで処理するなど、製品中に含まれる水銀が大気中に飛散しないようにすること。
- 8 環境省令で水銀回収が義務付けられているものは、あらかじめ、ばい焼など環境大臣が定める方法（平成29年環境省告示第57号）により水銀を回収すること。

【埋立処分について】

- 9 安定型最終処分場に埋立てしないこと。

●水銀含有ばいじん等の主な処理基準及び留意事項（詳細は、法令及び「水銀廃棄物ガイドライン」等をご確認ください。）

【収集運搬について】

- 10 水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれる場合は、必要に応じて蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。また、高温にさらされないために必要な措置を講じること。

【保管について】

- 11 水銀含有ばいじん等の保管を行う場合は、前述の5及び10に準ずる。

【中間処理について】

- 12 水銀含有ばいじん等の中間処理を行う場合は、前述の7及び8に準ずる。

【埋立処分について】

- 13 水銀含有ばいじん等のうちばいじん、燃え殻、汚泥又はそれらの処理物が埋立判定基準を満たす場合は、管理型最終処分場に処分することができるが、埋立判定基準を満たさない場合は、埋立判定基準を満たすように処理するか、コンクリート固型化をすること。

14 コンクリート固型化物が埋立判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場に埋め立てること。

●排出事業者の留意事項

- 1 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は前述の4及び5を参照してください。
- 2 処理を委託する際は、基準に合致した処理であることを確認してください。
- 3 帳簿、委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載してください。現に締結されている委託契約書については、更新時に記載するか、覚書等により含まれる旨を規定してください。

●処理業者の許可証について

名古屋市の産業廃棄物処理業の許可証については当面次のとおり取扱います。
(他の自治体は、それぞれご確認ください。)

- 1 水銀使用製品産業廃棄物の対象品目は特定しません。
- 2 水銀含有ばいじん等の対象品目は、「ばいじん」、「燃え殻」、「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」、「鉛さい」となります。
- 3 許可申請や変更届等に基づき、平成29年10月1日以降に新たな許可証を交付する場合は、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く」及び「水銀含有ばいじん等を含む」又は「水銀含有ばいじん等を除く」を表記します。許可申請の際、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取り扱いの有無を記載してください。書換えを要する変更届の場合は、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱うかどうかをお尋ねしますので、ご協力をお願いします。
- 4 従前の許可証には水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の表記がありませんが、現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている収集運搬業者及び処分業者については、引き続き取り扱うことが可能です。(変更許可申請は不要です。) ただし、新たに規定される処理基準を順守する必要があります。
- 5 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の表記がない許可証は、ご要望があれば、変更届の提出により隨時許可証の書換えを行います。詳しくは下記の名古屋市公式ウェブサイトから「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の許可証の書換えについて（記入例）」をご確認ください。
(名古屋市公式ウェブサイトトップページ⇒事業向け情報⇒ごみ・環境保全⇒ごみ⇒産業廃棄物について⇒水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)

6 なお、一旦「除く」と表記された上で、後から「含む」に変更する時は、事業範囲の変更許可申請が必要になりますので、ご注意ください。

この内容は、平成29年10月1日施行「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」について、名古屋市における取扱い等を説明したものです。

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

問い合わせ先 名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

TEL 052-972-2391, 2392